

○ 経済社会の構造変化を踏まえた 令和時代の税制のあり方(令和元年9月)

法人課税については、当調査会が平成26年6月にとりまとめた「法人税の改革について」に基づいて、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考え方の下、平成27年度及び28年度税制改正において成長志向の改革が行われた。

○ 法人税の改革について(平成26年6月)

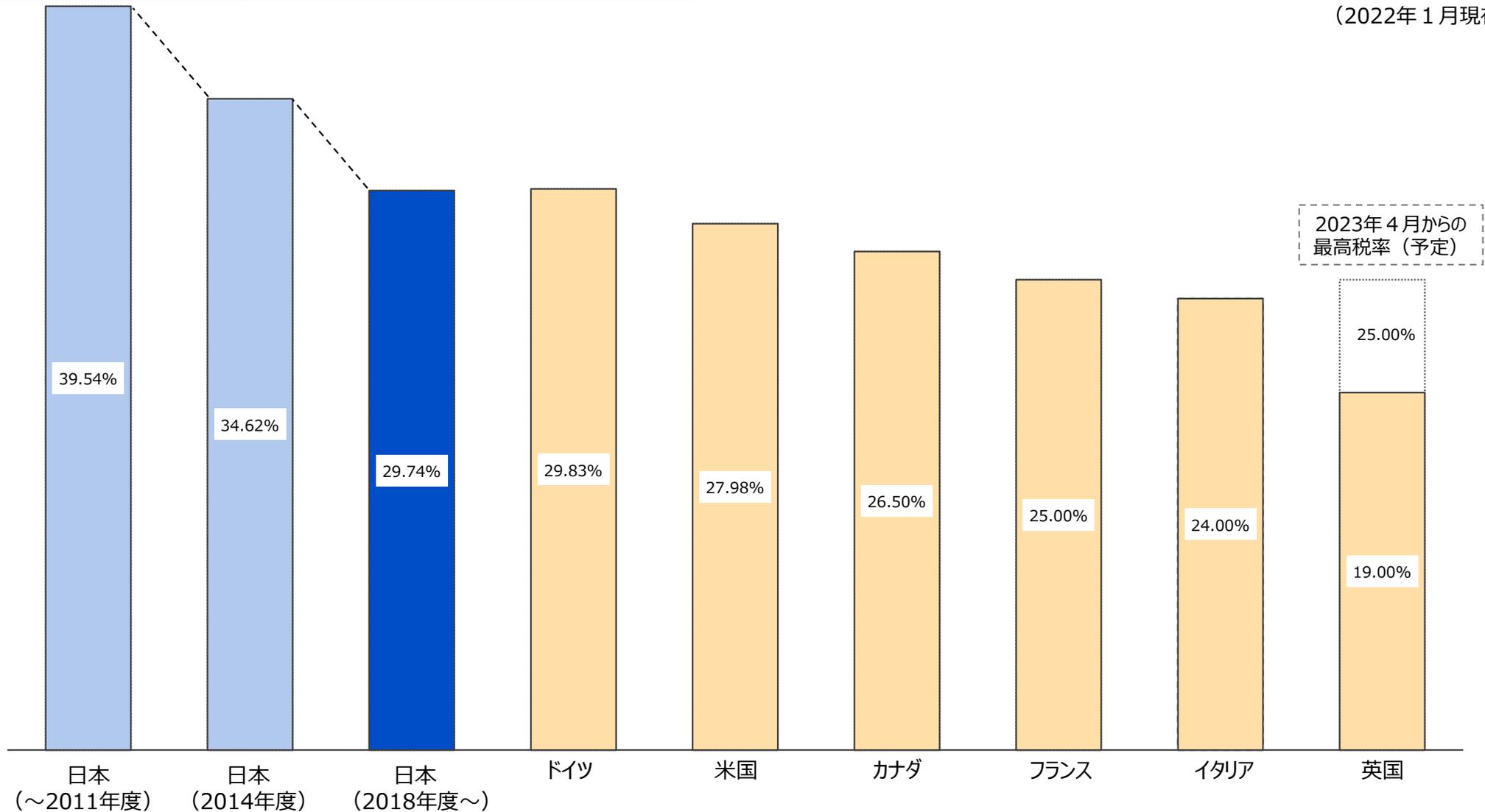
1. 法人税改革の趣旨

…第1は、立地競争力を高めるとともに、わが国企業の競争力を強化するために税率を引き下げることである。

…第2は、法人税の負担構造を改革することである。すなわち、課税ベースを拡大し、税率を引き下げることで、法人課税を“広く薄く”負担を求める構造にすることにより、利益を上げている企業の再投資余力を増大させるとともに、収益力改善に向けた企業の取組みを後押しするという成長志向の構造に変革していくことである。

諸外国における法人実効税率の国際比較

(2022年1月現在)



(注1) 法人所得に対する税率(国税・地方税)。地方税は、日本は標準税率、ドイツは全国平均、米国はカリフォルニア州、カナダはオンタリオ州。
なお、法人所得に対する税負担の一部が損金算入される場合は、その調整後の税率を表示。

(注2) 日本においては、2015年度・2016年度において、成長志向の法人税改革を実施し、税率を段階的に引き下げ、34.62%(2014年度(改革前))
→32.11%(2015年度)、29.97%(2016・2017年度)→29.74%(2018年度~)となっている。

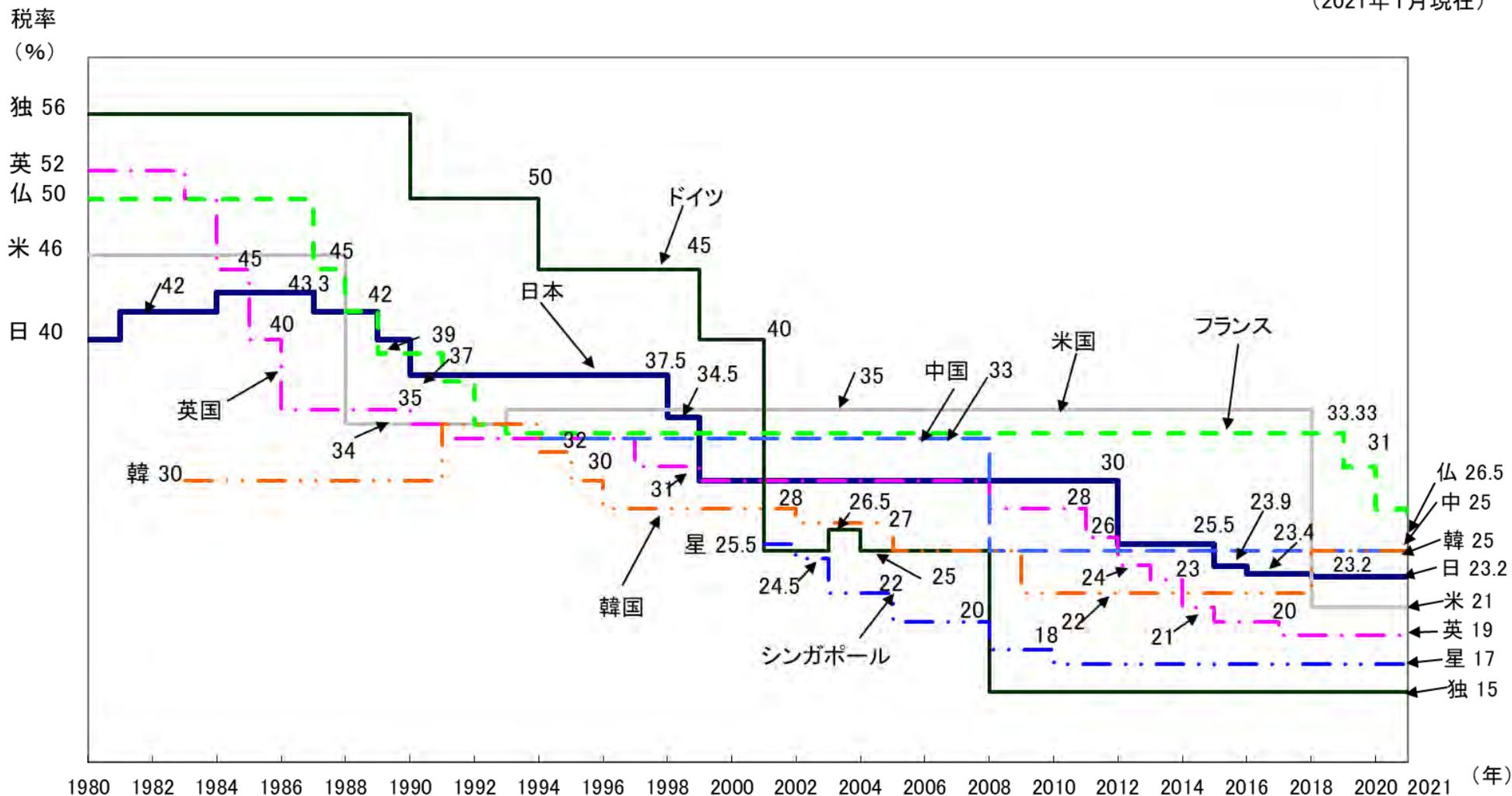
(注3) 英国について、ジョンソン政権で2023年4月からの25%への引上げが発表され、法案も成立していたが、トラス政権で引上げ撤回が表明されている(法案未成立)。

(備考) 邦貨換算レートは、1ポンド=154円(裁定外国為替相場:令和4年(2022年)1月中適用)。

(出典) 各国政府資料

主要国における国の法人税率（基本税率）の推移

(2021年1月現在)



(注1) 日本及び英国については各年度(4月始まり)、その他の国については各年1月現在の税法に基づく。
 (注2) 韓国は1982年以前、中国は1993年以前、シンガポールは2000年以前について、資料の制約のため掲載していない。
 (注3) 上記は国税について示している。なお、上記のほか、日本では事業税及び住民税等、米国では地域により州・市の法人税、ドイツでは連帯付加税(連邦税)及び営業税(市町村税)、フランスでは年間売上高763万ユーロ以上の法人に対し法人利益社会税が課されるほか、国土経済税(地方税)等、韓国では地方所得税(地方税)等が課される。